

「新広域ごみ処理施設 環境影響調査書（案）」の縦覧等の手続きに関する実施要領

この要領は、霞台厚生施設組合 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例及び規則に基づき、「新広域ごみ処理施設 環境影響調査書（案）」に係る意見募集の諸手続きについて定めるものです。

1 募集の趣旨

新広域ごみ処理施設 環境影響調査書の策定は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年、法律第137号）により廃棄物処理施設の設置時の手続きとして規定するものです。地方公共団体が一般廃棄物処理施設を整備する際には、当該施設の設置が周辺地域の生活環境へ及ぼす影響について調査し、その調査結果を記載した書類を添えて県知事に届出する必要があります。

こうした一連の環境影響評価の手続きを通じて、当該施設の設置管理によって周辺環境にどのような影響を及ぼすか、事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して広く住民の意見を徴取し、事業実施主体の考えや取組を明らかにすることにより、周辺環境保全の観点からより良い事業展開を図ることを目的としています。

2 縦覧期間

平成29年8月1日（火）～8月31日（木）まで

3 意見書提出〆切

平成29年9月15日（金）まで

※郵送の場合は、9月15日必着

4 公表資料

新広域ごみ処理施設 環境影響調査書（案）

5 縦覧方法

（1）インターネット

- ・霞台厚生施設組合ウェブサイト

（2）窓口（計6カ所）

- ・霞台厚生施設組合 建設計画課
- ・石岡市 本館 生活環境課
- ・小美玉市 本庁舎 環境課 玉里総合支所 玄関ロビー
- ・かすみがうら市 霞ヶ浦庁舎 環境保全課
- ・茨城町 みどり環境課

※窓口での対応日時は、各開庁日に準ずる

6 提出方法

別紙の意見書（様式1）に必要事項を明記の上、次の方法で提出してください。

1. 持 参 4市町の各担当窓口及び霞台厚生施設組合 ※投函箱を設置
2. 郵 送 送付先 〒311-3433 小美玉市高崎 1824-2 霞台厚生施設組合 建設計画課 宛

3. 電子メール kd-kensetsu@outlook.jp

※氏名（企業・団体の場合は名称・代表氏名）、住所及び電話番号の明記は必須です。

（記載のない場合は無効となります）。

※電話でのご意見はお受けできません。

7 注意事項

- ・提出いただいたご意見については、氏名、住所及び電話番号など個人を特定できる情報を除き、すべて公開される可能性があります。
- ・募集期間内に到着しなかったもの及び下記のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ① 個人や特定の団体を誹謗中傷するもの
 - ② 個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの
 - ③ 個人や特定の団体の著作権を侵害するもの
 - ④ 公序良俗に反するもの
 - ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの
- ・提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・意見募集の結果は、霞台厚生施設組合ウェブサイト等において公表します。

8 問合せ先

〒311-3433 小美玉市高崎 1824-2

霞台厚生施設組合 建設計画課

TEL:0299 - 56 - 7773 FAX:0299 - 26 - 8660

E-mail : kd-kensetsu@outlook.jp